3　［略］
4　［略］
5　［略］
6　総務省は、この報告を踏まえ、次の事項をホームページにおいて公表する。
・電気通信番号使用計画の認定を受けた電気通信事業者（電気通信事業法第50条の２第３項の規定の適用を受けた者を含む。）の氏名又は名称
・当該電気通信事業者の法人番号
・当該電気通信事業者の登録番号又は届出番号
・電気通信番号使用計画の認定を受けた利用者設備識別番号（電気通信番号規則別表第９号に掲げるＩＭＳＩを除く。）の種別
7　［略］
［削る］

附　則

［１・２　略］
3　当分の間、様式第二十八の二の適用については、同様式注１中「別表第９号に掲げるＩＭＳＩ」とあるのは、「別表第３号に掲げるデータ伝送携帯電話番号、同表第４号に掲げる音声伝送携帯電話番号及び同表第９号に掲げるＩＭＳＩ」とする。

2　［同左］
3　［同左］
4　［同左］
［新設］

5　［同左］

第２表

電気通信番号の使用に関する報告
（みなし認定／電気通信番号使用計画作成状況）

年３月31日現在

事業者名
法人番号

電気通信番号の種別	標準電気通信番号使用計画		作成した年月日	最後に変更した年月日
	別表第１	別表第２		
合計				

注１　「電気通信番号の種別」の欄は、電気通信番号規則別表に掲げる電気通信番号の種別（付加的役務電話番号の場合は、識別しようとする電気通信役務の内容を含む。）を記載すること。
2　「標準電気通信番号使用計画」の欄は、対応する標準電気通信番号使用計画の該当する欄に「○」と記載すること。
3　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

附　則

［１・２　同上］
［新設］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、令和五年一月一日から施行し、報告期限が令和五年四月一日以降である報告から適用する。